亀岡市告示第２１５号

車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項第２号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が２５トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて国土交通省が省令で値を定めている道路を次のとおり指定する。

令和８年１１月１６日

亀岡市長　桂　川　孝　裕

１　指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線番号	路線名	指定する道路の区間
市道	０９０２５	猪倉城山線	亀岡市本梅町猪倉城山８番１０地先から 亀岡市本梅町猪倉城山８番１２地先まで

２　指定する期日

令和８年１１月１６日